

# 令和7年度 さいたま市立城北小学校いじめ防止基本方針

## I. はじめに

「君の手はいじめを止める命づな」この標語は、城北小学校の全児童がいじめ撲滅キャンペーンに際し、「いじめをなくしていこう」という願いをもって標語の作成に取り組み、児童会で選んだものである。

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童（生徒）にも起こり得る」という基本認識の下、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるように、そして、いじめが起きない学校と、いじめを許さない集団をつくるため、「さいたま市立城北小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

この基本方針をもとに、保護者、地域の方々、関係機関と連携して、どの子にも居場所があり、自己有用感の感じられる学校づくりを目指し、具体的な取組について示したものである。

## II. 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 「いじめは絶対に許されない」という認識をもちます。
- 2 いじめられている児童を最後まで守り抜きます。
- 3 学校の教職員がいじめを発見、又は相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策委員会（※）に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげます。
- 4 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応します。
- 5 いじめに向かわせないためにも分かる授業づくりをすすめ、すべての児童が参加・活躍する授業を工夫します。
- 6 児童と児童、児童と教職員の間に、ストレスのない、共感的な人間関係を築きます。
- 7 いじめの早期発見・早期対応に努めます。
- 8 いじめの問題について、保護者・地域と連携を深めます。
- 9 いじめる児童に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図ります。
- 10 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行います。

※いじめの速やかな対応を行うため、校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談主任・養護教諭・学年主任・担任等で対応することもある。また、生徒指導部員も参加することもある。

## III. いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## IV. 組織

### 1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

(1) 目 的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため

(2) 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、学年主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、研修主任  
スクールカウンセラー、学校地域連携コーディネーター、PTA会長、主任児童委員、民生委員、自治会長  
※必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、警察官経験者、さいたま市教育委員会事務局職員、など構成員以外の関係者を招集し、対応する。

### (3) 開 催

ア 定例会（年3回又は学期に1回）

校長、教頭、学校地域連携コーディネーター、生徒指導主任、PTA会長、主任児童委員（もしくは民生委員）、自治会長等

イ 校内委員会（生徒指導委員会、教育相談部会と兼ねて開催 毎月1回）

ウ 臨時部会（必要に応じて、校長が指名した職員が複数名参集して開催）

### (4) 役 割

学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

#### 【未然防止】

・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う

#### 【早期発見・事案対処】

・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる。

・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

#### 【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

・学校の基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行、検証、修正

・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を複数回企画し、計画的に実施する。

- ・学校の基本方針が機能しているかの点検・見直し（PDCA サイクル）
- ・重大事態への対応
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

(5) 内 容

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施、学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証
- イ 教職員の共通理解と意識啓発
- ウ 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- カ 発見されたいじめ事案への対応
- キ 構成員の決定
- ク 重大事態への対応

2 子どもいじめ対策委員会

(1) 目 的：いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。

(2) 構成員：各クラス代表委員、各委員会委員長

(3) 開 催：児童運営委員会（代表委員と各委員会委員長）

定例会（6月・12月）、臨時会（必要に応じて校長の指示のもと特別活動主任が中心となって行う。）

(4) 内 容：いじめ撲滅キャンペーン

さいたま市いじめ撲滅キャンペーンに参加し、「いじめ撲滅強化月間」に取組を行う。

ア 各クラスでいじめ撲滅に向けたスローガンを作成する。

1年生から3年生までは、キャンペーンの説明を兄弟学級の高学年代表委員が説明に行く。

イ 各クラスが話し合いを主体的に行い、結果を校舎内に掲示、いじめ防止を学校に提言する。

ウ スローガンで提言した取組を推進する。

エ いじめの未然防止に向けた児童の主体的な取組を推進するため、各委員会の委員長や各クラブの部長、学級委員が集まる話し合いを開催する。

## V. いじめの未然防止

### 1 道徳教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

○「いじめをしない、許さない」資質を育むために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。

○道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道徳の時間を通して

○「いじめ撲滅強化月間」（6月）に、「2 主として他の人とのかわりに関すること」の内容項目を取り

上げて指導する。

## 2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

○実施要項に基づき、本校及び児童の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。

- ・児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
- ・児童会によるいじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
- ・校長等による講話
- ・「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
- ・学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動
- ・「簡易アンケート」等の実施

## 3 「人間関係プログラム」を通して

### (1)「人間関係プログラム」の授業を通して

○「相手が元気の出る話の聞き方・相手が元気の出ない話の聞き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人と関わる際に必要となる力に気づき、定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

### (2)直接体験の場や機会を通して

○教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の中で児童が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的につくり、人と関わる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

### (3)「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

○「人間関係プログラム」に係る調査の結果により、各学級担任を中心に児童一人ひとりの心の状況や学級の傾向を把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

## 4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

○児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

○授業の実施：1～4年生 2学期に実施

5年生 2学期 養護教諭と連携して、授業を実施。

6年生 2学期 さわやか相談員を講師に招き、授業を実施。

## 5 メディアリテラシー教育を通して

### (1)「携帯・インターネット安全教育」の実施

○児童（生徒）の情報活用能力の向上を図り、安全に正しく携帯電話やインターネットを使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

○「携帯・インターネット安全教室」の実施：6年生対象、

○「インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為である」ことを、児童生徒に理解させる。

## 6 異学年交流の充実

- ・児童主体の行事とする。

| 行事   | 期日      | 担当                    | 内容                                                    |
|------|---------|-----------------------|-------------------------------------------------------|
| 交流給食 | 1 2 月初旬 | 給食委員会<br>代表委員による運営委員会 | 兄弟学級でクラスを2等分し、入れ替わり、教室で給食を食べ、その後昼休みを一緒に活動することで交流を深める。 |

## 7 保護者との連携を通して

- (1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
- (2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないようにする。
- (3) 子どもに基本的生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。
- (4) 月1回の教育相談日を設け、子どもの様子について、相談できる体制をつくっている。

## VI. いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

### 1 日頃の児童の観察

#### ○早期発見のポイント

- ・児童生徒のささいな変化に気付くこと。
- ・気付いた情報を共有すること。
- ・情報に基づき、速やかに対応すること。

- (1) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底 等
- (2) 授 業 中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣と机を離す 等
- (3) 休み時間：独りぼっち  
「遊び」と称してからかう等  
その子の持ち物を触りたがらない。持ち物に触った手をなすり合う。等  
にやにやして、目配せをし合う。遊びのグループに入れない。等  
グループに入れて、ボールを集中して当てたり、嫌がる役に当てたりする 等
- (4) 給 食：班から机を離して食べる。食欲がない、極端な盛り付け 当番を押し付けられる 等
- (5) ク ラ ブ：ペアにならない、雑用をやらされている 等
- (6) 登下校指導：独りぼっち、荷物を持たせられる 等

※ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

### 2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施 : 4月・8月・1月（年3回）
- (2) アンケート結果 : 学年・学校全体で情報共有する。
- (3) アンケート結果の活用 : アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。  
面談した児童について、学年・学校全体で共有する。さいたま市教育委員会から配付されている、面談記録シートに「いつ」、「誰が」、「どこで」、「どのくらいの時間」、「どのような内容（児童の様子も含む）」か記録し、保存する。

### 3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 生徒指導部が簡易アンケートを実施し（4月、8月、1月は心と生活のアンケート。7月、12月、3月は長期休業前アンケートに代える）、いじめの早期発見に努めるとともに、「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づいて対応する。

### 4 教育相談（よいこの日）の実施

- (1) 年6回、教育相談日を設定し、保護者からの相談を積極的に受ける。
- (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
  - ① 教育相談日より「こちらさわやか相談室です」の発行
  - ② さわやか相談室の充実

### 5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施：11月（年1回実施）
- (2) アンケート結果の活用：保護者からのアンケート結果（いじめに係る内容）を生徒指導主任が中心となって集約する。  
内容によっては校内部会、臨時部会を開く。

### 6 地域からの情報収集

- (1) 民生委員・主任児童委員：民生委員児童委員連絡協議会 年1回開催
- (2) 学校運営協議会委員：学校運営協議会 年3回開催

## VII. いじめの対応

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

|        |                                                                                        |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 校 長    | 情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。<br>構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。                                       |
| 教 頭    | 担任からよせられた情報集約、担任に児童への対応を指導する。<br>校長に報告し、いじめ対策委員会を司会する。                                 |
| 教務主任   | 担任からよせられた情報集約、教頭に相談し、校長に報告、担任に児童への対応を指導する。<br>いじめ対策委員会の運営の準備をする。                       |
| 担 任    | 事実の確認のため、情報収集を行う。<br>いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。<br>いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。 |
| 学年主任   | 担当する学年の児童の情報収集を行う。<br>担当する学年の情報共有を行う。<br>校長（教頭）に報告する。                                  |
| 生徒指導主任 | 児童の情報を把握できる体制づくりをする。<br>児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。                                  |

|                    |                                                      |
|--------------------|------------------------------------------------------|
|                    | 校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。                      |
| 教育相談主任             | いじめ対策委員会に参加、児童の相談内容の経歴を報告する。<br>新たなケースの場合には、その記録を残す。 |
| 特別支援教育<br>コーディネーター | 問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。                       |
| 養護教諭               | 児童が児童を心身ともに傷つけた場合など、その処置にあたる。                        |
| スクール<br>カウンセラー     | 情報の提供及び専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や児童へのカウンセリング等を行う。   |
| スクールソーシ<br>ヤルワーカー  | 情報の提供及び専門的な立場から、児童生徒の環境に働きかけるプロセスにおける連携、仲介、調整等を行う。   |
| 保 護 者              | 家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。         |
| 地 域                | いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。           |

## VIII. 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

○生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改訂、文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月30日改定文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」（平成25年7月さいたま市）、「さいたま市いじめ防止基本方針」（令和元年7月さいたま市）、及び「いじめに係る対応の手引き」（令和6年4月改定）等に基づいた対処を確実に行う。

○重大事態について

ア)「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・年間30日を目安とする。
- ・一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

○児童や保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対処を行う。

ア. いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ. 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 校長は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。

- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 校長は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

## IX. 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見、早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

### 1 職員会議

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」の確認（4月）
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」の修正（3月）

### 2 校内研修

- (1) 「生徒指導研修」（4月、7月予定）
- (2) 「児童理解研修 1」（5月予定）
- (3) 「ネットいじめ」に係る研修、校長講話・生徒指導研究協議会報告（7月予定）
- (4) 「人権研修（外部の専門家を招いての講話を含む）」（8月予定）
- (5) 「児童理解研修 2」（2月予定）
- (5) 学校課題研修「意欲をもって取り組み、ねばり強く頑張る児童の育成」（通年）

## X. PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

### 1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

- ・検証を行う期間：各学期末とする。

### 2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

- ・「取組評価アンケート」の実施時期は、11月（学校評価と兼ねる）とする。
- ・いじめ対策委員会は教育相談部会・生徒指導部会の中で行い開催時期は毎月とする。

### 3 いじめ問題に関する校内研修の開催時期（予定）

- ・4月：生徒指導に係る研修 学校いじめ防止基本方針についての研修
- ・6月：教育相談に係る研修 児童理解を深めるための研修
- ・8月：生徒指導に係る研修 生徒指導に係る伝達研修
- ・8月：人権教育に係る研修 人権教育（国際教育、特別支援教育）に係る研修
- ・2月：教育相談に係る研修 児童理解を深めるための研修

※期日については、あくまでも予定であり、変更の場合がある。



## XI. 再発防止に向けて

### 1 情報共有

- (1) いじめ事案、その他心配な児童生徒については、次年度の学級編成資料や引継ぎ資料を作成する。
- (2) 加害・被害の家族と連携し、いじめ解消に向けて対応する。家庭と細かく情報を共有し、指導の方向性を確認する。

### 2 指導の徹底

- (1) いじめに対して、いじめは許さない毅然とした態度で臨み、いじめの解消、いじめの再発防止に向け、対応する。